災害時における遺体の搬送等の実施に関する協定書

岐阜県(以下「甲」という。)と岐阜県霊柩自動車協会(以下「乙」という。)は、岐阜県内で岐阜県 地域防災計画において想定する地震、自然災害及び事故災害、岐阜県国民保護計画において想定する武 力攻撃災害並びに新型インフルエンザ等の新興感染症の大規模流行により多数の死亡者が発生した場 合(以下「災害時」という。)における遺体の搬送等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害時に多数の死亡者が発生した市町村(以下「市町村」という。)から甲に対し、遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったときの必要な調整を行うための事項を定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、市町村から遺体の搬送等の実施に係る協力の要請を受け、必要があると認めるときは、 乙に対し、当該市町村への協力の要請を行うものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、乙の通常業務に優先して協力するものとする。
- 3 甲が乙に対し第1項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、 緊急を要するときは、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

(要請への対応等)

- 第3条 乙は、甲から前条に基づく協力の要請を受けたときは、速やかに応諾状況を甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前項の乙の応諾状況について、速やかに協力の要請のあった市町村へ報告するものとする。

(協力業務)

- 第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。
 - 一 遺体の搬送
 - 二 その他甲の要請による乙の応諾可能な業務

(協力の実施等)

- 第5条 乙は、甲を通じて市町村から要請があった場合は、当該市町村と連絡を図り、必要な協力を行うものとする。
- 2 乙は、前項の協力の結果について、甲に対し報告を行うものとする。

(経費の基準)

第6条 乙が実施した第4条各号に掲げる業務に要した経費は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(昭和16年法律第112号)又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)が適用された場合には、それぞれの法律(これに基づく県規則を含む。)に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、それぞれの法律が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準として、甲乙及び協力を要請した市町村が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、関係団体と連携し、広域における応援体制及 び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第4条各号に掲げる業務を実施する場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月29日

- 甲 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐 阜 県 岐阜県知事 古 田 肇
- 乙 岐阜県美濃加茂市牧野1076-14岐阜県霊柩自動車協会会 長 若 宮 良 三

災害時における遺体の搬送等の実施に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における遺体の搬送等の実施に関する協定書(以下「協定」という。) 第9条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 協定第2条第1項に規定する市町村から甲への要請は、災害時における遺体の搬送等の協力あっせん要請書(様式第1号)により、甲から乙への要請は、災害時における遺体の搬送等の協力要請書(様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急を要する等やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(要請の応諾状況)

第3条 協定第3条第1項に規定する乙から甲への応諾状況の報告は、対応状況報告書(様式第3号)により、同条第2項に規定する甲から市町村への応諾状況の報告は、応諾状況報告書(様式第4号)により行うものとする。ただし、緊急を要する等やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力結果の報告)

第4条 協定第5条第2項に規定する乙から甲への協力の結果に係る報告は、協力結果報告書(様式第 5号)により行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲は岐阜県健康福祉部生活衛生課長、乙は岐阜県霊柩 自動車協会長とする。

(有効期間)

第6条 この実施細目の有効期間は、締結から起算して1年間とする。ただし、この実施細目の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも実施細目解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月29日

甲 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県健康福祉部長

川出達恭

乙 岐阜県美濃加茂市牧野1076-14 岐阜県霊柩自動車協会

会長 若宮 良三